

以上に述べたように、審査を厳密にするために主務大臣が民間学術研究機関の助成に関する法律第5条によつて日本学術会議に諮問して意見をきくばあい、若干の審査期間を置くなど、諮問の方法を再検討すべきである。

5-44

庶発第343号 昭和37年5月18日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

科学研究基本法の制定について(勧告)

標記のことについて、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

科学が国民の福祉、世界の平和、文化の向上に十分に寄与するように、日本の科学研究が健全に発達するためには、国がそれに対し責任をもち十分な措置をすべきものとする。ここに、そのためにまず国の行なうべき政策についての基本的理念を規定するため、科学研究基本法を制定することを勧告する。なお、その内容については、本会議の意見を十分に尊重されたい。

付 記

- 1) 本会議は、その法案にとり入れるべき内容について検討を重ね、一応の原案を得たので、ここにそれを添付する。

なお、その内容に関しては、従来本会議が行つた勧告および声明に盛られた意見を集積してこれを整理し体系化した本会議創立以来の努力の結集である。

- 2) 本会議は、科学研究基本法が制定された後に、その理念にそつて、それぞれの分野の振興を促進するための具体的法律(たとえば、人文社会科学、基礎自然科学、技術などを振興する法律など)が社会的要請に応じて制定され、また、科学研究に関係する既存の諸法律が再検討されることを期待する。なお、その際には、そこに取り入れるべき内容についても積極的な意見をのべる用意がある。

理 由

科学研究は、人間の社会および文化の進歩に重要な役割を果たしてきた。今日、科学研究の発展と科学の利用が国民の物質的および文化的生活の向上において果たす役割りは、飛躍的に増大しつつある。このため、今日いわゆる科学技術の振興に対する要望が高まりつつある。しかし、科学技術の基盤である科学研究の健全な発達を促進することなしには、科学技術の振興は不可能である。また、従来わが国の科学と技術は、海外からの既成科学の輸入と技術輸入に依存するところが多かつた。この傾向を脱却するためにも、わが国の科学研究の発展が必要である。

今日では、技術の開発ばかりでなく、科学研究自体がその遂行のために必要とする費用と人員が、国の経済の中で占める比率が急速に増大しつつある。したがつて、国は、科学研究の発展のために、適切な財政的措置を講じなければならない。

科学研究の発展のためには、研究者の自主性が保障されることが不可欠の条件である。研究者の自主性を尊重しつつ、その創意が発揮されるように、科学研究が必要とする諸条件を整備することは、国の重要な任務である。

科学研究の発展は、諸科学領域が相互に協力することによつてもたらされる。また、科学研究の成果が、人類の福祉に貢献するためには、人文、社会および自然科学が調和のとれた発展をとげることが必要である。したがつて、科学研究の助成は、科学研究の全領域に調和のとれた発達をとげることが目標となしなければならない。

科学研究の健全な発達と研究成果の適切な利用が、国民の福祉の向上に果す役割りは絶大であるが、科学研究の不調和な発達と研究成果の無視または濫用は、国民の福祉にとつてばかりでなく、人類の生存にとつてさえ、きわめて重大な脅威である。この弊害を除き、科学研究を健全に発展させるためには、国民がこれに関心を持ち、それに期待し協力することが必要である。このため科学研究の本質およびその成果について、正しい認識を得られる機会が、国民に確保されていなければならない。

ここに、わが国の科学研究が健全に発達して、国民の福祉、世界の平和、文化の向上に寄与するために、国の行なうべき政策の基本的方向を規定する必要があると考える。

#### 科学研究基本法にとり入れるべき内容案

##### 前 文

科学研究は、人間の社会および文化の進歩に重要な役割りを果してきた。今日、科学研究の発展と科学の利用が国民の物質的および文化的生活の向上において果す役割りは飛躍的に増大しつつある。このため今日いわゆる科学技術の振興に対する要望が高まりつつある。しかし、科学技術の基盤である科学研究の健全な発達を促進することなしには、科学技術の振興は不可能である。また、従来わが国の科学と技術は海外からの既成科学の輸入と技術導入に依存するところが多かつた。この傾向を脱却するためにも、わが国の科学研究の発展が必要である。

今日では、技術の開発ばかりでなく、科学研究自体がその遂行のために必要とする費用と人員が、国の経済の中で占める比率は急速に増大しつつある。したがつて、国は、科学研究の発展のために、適切な財政的措置を講じなければならない。

科学研究の発展のためには、研究者の自主性が保障されることが不可欠の条件である。研究者の自主性を尊重しつつ、その創意が発揮されるように、科学研究が必要とする諸条件を整備することは、国の重要な任務である。

科学研究の発展は、諸科学領域が相互に協力することによつてもたらされる。また、科学研究の成果が人類の福祉に貢献するためには、人文・社会および自然科学が調和のとれた発達をとげることが必要である。したがつて、科学研究の助成は、科学研究の全領域が調和のとれた発達をとげることが目標となしなければならない。

科学研究の健全な発達と研究成果の適切な利用が、国民の福祉の向上に果す役割りは絶大であるが、科学研究の不調和な発達と研究成果の無視または濫用は、国民の福祉にとつてばかりでなく、人類の福祉にとつてさえきわめて重要な脅威である。この弊害を防ぎ、科学研究を健全に発展させるためには、国民がこれに関心を持ち、それに期待し、協力することが必要である。このため科学研究の本質およびその成果について正しい認識を得られる機会が、国民に確保されていなければならない。

ここにわが国の科学研究が健全に発達して国民の福祉、世界の平和、文化の向上に寄与するために、国の行なうべき政策の基本的方向を規定するためにこの法律を制定する。

## I 科学研究の目的と社会的任務

第1. 人文科学，社会科学，自然科学を通じて，およそ科学研究は人文，社会および自然に関する真理の探求をその目的とする。

② 科学研究は，国民生活をゆたかにし，人間の尊厳が保障される社会を建設し，もつて世界平和の確立，人類福祉の増進，文化の向上に貢献することを社会的任務とする。従つてその健全な発展が促進されなければならない。

(理由説明)

科学研究の目的は，第1項にのべたように，真理の探求にある。真理の探求，すなわち客観的な法則の認識は，それ自体として価値あるものと認められねばならない。

第2項にのべた国民生活をゆたかにし，以下の各項目は，人間社会の目標といえよう。この目標の達成は，科学研究の力をかりずには不可能であることは人類の長い歴史の示す所である。これを科学研究のもつ社会的任務とした。科学研究の各分野の中には，応用にただちに結びつくものもあれば，直接の応用には縁遠いと思われるものもある。これらの区分別を性急に行なうことなしに，科学の余分野に調和のとれた発展をとげることが，科学研究から社会への寄与をもつとも大きく有効にする途である。

科学研究の成果は，両刃の剣であつて，それは人類の将来に大きな寄与をなし得ると同時に，もし悪用されれば，とりかえしのつかぬ災害をもたらす。科学研究のかたわな発展は，このような危険を生じやすいことに，とくに留意せねばならない。

## II 科学研究の条件

### 1) 基本的条件

第1. 国は，科学研究の自由を保障しなければならない。

② 科学研究に関する科学研究者の自主性はこれを十分に尊重し，その創意をいかんなく発揮できるようにしなければならない。

(理由説明)

憲法の学問，思想の自由の条項の趣旨にそつたものである。科学研究は，真理に対してのみ忠実であつて，権力や特殊利益の圧力によつてまげられてはならない。過去の苦い経験は自由が保障されてはじめて，科学研究の目標が実現されることを明らかにしている。

研究者の創意こそ科学研究の原動力である。目的をもつた研究でも，創意の自由な発揮が科学研究の発展の基礎となることを第2項にのべた。研究者間の討論，協力，相互批判が創意の自由な発揮に不可欠であるので，これを研究者の自主性の尊重と表現する。

第2. 科学研究の成果は，原則として公開されなければならない。国は科学研究者の発表の自由を制限してはならないだけでなく，積極的にこれを促進しなければならない。

(理由説明)

公開の原則には二つの面がある。第1に，研究の成果を公開し，その交流を促進することは，科学のいつその発展を可能にする。第2に，国民は科学研究について「真実を知る権利」がある。科学研究の成果が正しく利用され，その悪用の危険性がふせがれるには，すべてが国民に広く知られなければならない。

第3. 国の科学研究に関する行政は、科学研究が必要とする諸条件をそれぞれの科学分野の性格ならびに研究の発展段階に応じて、もつとも効果的に提供できるように整備確立することを目標として行われなければならない。

## 2) 研究体制

第1. わが国の科学研究体制は、国公立の大学、研究機関および諸専門学会が相互に有機的な関連を保ちつつ、科学者の創意にもとづいて作られなければならない。

(理由説明)

研究体制についての基本的なあり方をのべた。後にのべるように科学者の総意を代表する機関として日本学術会議がある。それが研究体制のななめの位置をしめる。

第2. 大学は、科学の教育、科学研究者の養成を行なうとともに、科学研究をもその任務とするから、その面でも充実されなければならない。

(理由説明)

従来大学は、教育機関としてのみ考えられてきたきらいがある。基礎科学の研究の重要な部分を負担していることをここに明らかにする。(研究施設および研究費の第3を参照)

第3. 国公立の研究機関が各々その特殊性を生かして科学研究に寄与しうるような措置が講じられなければならない。

(理由説明)

研究機関の性格はさまざまであつて、すべての共通した問題点をひろい出すことはむづかしい。その設立の趣旨がそれぞれもつともよく生かされるような配慮が望まれる。

第4. 学会は科学研究の交流の場であり、研究者の自主性にもとづき、諸活動を健全に行なうものでなければならない。ただし必要に応じ、国はその事業を助成しなければならない。

(理由説明)

学会が研究体制のなかで占める位置が明らかにし、研究者の自主性の尊重、(基本的条件の第1)に関連して、その健全な発展がはかられねばならないことをのべた。学会のすべてに共通なる基本的な機能として、専門誌の出版など研究発表がある。これをはじめとして、自主的な諸活動は必要に応じ、国が助成しなければならない。

第5. 上記の諸機関が十分にその機能を発揮するためにも、科学者の国内的交流協力が促進されるように必要な措置が講じられなければならない。

(理由説明)

科学研究者の人事交流や協力は、いろいろな障害によつてさまざまげられ、理想からはきわめて遠い現状にある。それを打開する具体策が考えられねばならない。

第6. 科学研究の基本方針、全国的視野に立つての長期計画は、科学者の総意を代表する機関で作られねばならない。

② 諸方面の共同利用研究機構が整備増強され、それが十分な機能を発揮しうるような体制がととのえられねばならない。

③ 前各項のために、科学者の総意を十分反映してこれを実施する機関がつけられねばならない。

(理由説明)

科学者の総意を代表する日本学術会議が研究体制の上でしめる具体的な機能を第1項にのべた。これまで、学術会議は、科学研究の基本方針や全国的視野に立つての長期計画を審議し、これを政府に勧告してきたが、この機能は強化されねばならない。中でも学術会議が提案して作られてきた諸共同利用研究所は、新しい研究体制として今までに大きな成果をあげてきた。学術会議は、これらの点を考慮しつつ「基礎科学研究体制の確立についての5要綱」を将来の指針として政府へ申し入れたが、これが第2項に盛り込まれている。今総会に提案される、人文、社会科学及び物理科学の両総合研究機構、及び現在他の各分野でねられている同じような大きな構想はいずれも5要綱の線の発展である。これらが、日本学術会議と一体となつて運営されることを裏付けるために第3項にのべた。

このようにして、科学研究全体の体制がより進んだ構想にあらためられることを期待する。

第7. 科学研究の社会的任務が生かされ、科学の成果が、国民の福祉に十分応用されるように、政府は、行政諸機関の体制をととのえねばならない。

(理由説明)

科学の成果を具体的に生かして行くために、いろいろな行政機関の中に有機的な体制をととのえ、かつ運営をあらためることが要求される。そこには、国民の各方面の意見とともに、科学者の発言が生かされるよう配慮されねばならない。

3) 研究施設および研究費

第1. それぞれの科学の性格およびその研究の発展段階に応じて、常に最も効果的な研究費体系が組織されなければならない。

第2. 科学研究が十分な成果をあげるためには国民所得に対する研究費の割合を十分高めるように留意しなければならない。

② 特に基礎科学の研究費は国が十分支出しなければならない。

③ 新しい専門分野・境界領域などにも十分な研究費が割り当てられるよう配慮されなければならない。

(理由説明)

研究費全体は、国民総所得のような全国的な活動力をあらわすものの割合がきわめて低い。この比率を高め、科学研究が十分な成果を上げるために必要な研究費を支出するようになおさなければならない。又基礎研究と応用研究との比率が正され、基礎が不当に圧迫されることがないようにされねばならぬ。又基礎研究は応用研究とちがつて、直接の利用にただちつながらないので、その研究費は国が支出せねばならない。これらはすべて、基礎科学振興5原則の第1にのべられている。又第3項では、とかく等閑にふされやすい、新分野、境界領域について指摘した。

第3. 研究要員、研究費、研究施設に関しては調和のとれた一般水準向上が図られねばならない。そのため大学における科学研究の充実が配慮されねばならない。

(理由説明)

基礎科学研究体制確立のための5要綱の第1には、研究の一般水準の向上がのべられている。この水準向上がおざりにされたまま、いろいろな重点施策がこれまでとられてきたが、それが多くの弊を生み、結局は重点とされたものも伸ばしえなかつた例は多い。研究体制の第6及び次の第4で述

べられている共同利用研究所設立など長期計画の実施とここにのべた研究の一般水準向上とが、両者相まつつて科学研究の将来への施策の中軸を形成することに留意しなければならない。

(理由説明)

資料とは、学術文献はいうまでもなく、古文書、古跡、自然史資料などであり、その保全活用に当る機関としては、図書館、博物館、情報センター、文化財保護機関等である。これらの諸機関が相互に連携を保ちつつ、円滑な運用ができるように適切な措置を講じなければならない。

第5. 長期計画による科学研究の実施にあつては、単年度予算制度の欠陥を補正して、計画の順調な実施を可能ならしめるようにしなければならない。

② 研究費予算には、科学研究の弾力性に対する適切な措置を講じなければならない。

(理由説明)

研究体制の第6で述べた長期計画の実施にあつての問題点の一つは、現行予算、会計制度の欠陥にある。ここでは主にそれを問題とした。研究の計画性が保たれるように、それとともに、固定した年次計画が研究の弾力性を損うことがないように配慮する必要がある。

科学研究は動的なものであるから臨機な処置がとれるような弾力性をもつた流動的な予算・会計・物品管理制度にあらためねばならない。

第6. 民間における研究費の支出または民間からの寄附は、これを助長する方策を講じなければならない。

(理由説明)

例えば、税法上の措置が考えられる。

#### 4) 科学研究者の環境および待遇

第1. 科学研究者は、性別、学歴などのいかににかかわらず、平等に研究の機会が与えられ、その能力を十分に発揮して科学の進歩に寄与出来るよう処遇されなければならない。

② 科学の進歩は、若い研究者の新鮮な頭脳とはつらつたる研究意欲に負うところが多いことにかんがみ、その処遇について十分に配慮されねばならない。

(理由説明)

科学研究者に与えられる環境および待遇全般についての一般的な原則をのべた。平等の原則の下に研究能力が十分に発揮できるようにすることである。更に科学者の養成には長い期間にわたつて訓練が必要であるから、その能力を十分に発揮させるように処遇されねばならない。第2項では、従来の年功序列的な習慣が、若い研究者の意欲をさまたげていることに特に注意し、それを改めることの必要性をのべている。

第2. 科学研究者の労働条件その他の環境に関しては、その特殊性を考慮し、その社会的任務に相応した待遇が与えられなければならない。

② 科学研究に協力する補助者、技術者の科学研究における重要性がますます高まりつつあることにかんがみ、その待遇については十分な配慮がなされねばならない。

(理由説明)

ここでは給与、勤務時間などの労働条件をのべる。科学研究者のもつ特殊性とは、次のような事を意味している。給与については、学会参加、専門書の購入、調査などについて、個人負担がさけられ

ない。勤務時間については、他の職種とちがつて必ずしも固定した時間制に拘束することが出来ない。又研究に危険性がともなうのを皆無にするのがむづかしいことも多い。以上のことを考えた上で、科学研究者の待遇はその科学者としての社会的寄与にふさわしいものに改善されねばならぬ。

第2項では、科学研究に協力する技術者、補助者の待遇をのべた。科学の研究がすすむにつれてこれらの人々との協力と分業をなしには、研究は遂行できなくなってきた。その専門的能力と研究への寄与を正当に評価して、安んじてその仕事が続けられるような待遇への改善が必要である。

#### 5) 国際交流と国際協力

第1. 科学研究の発展のためには、科学の国際的交流および協力が推進されなければならない。科学の国際交流協力は、世界平和への貢献を目的として、国際学術団体との積極的交流を推進し、また世界の各国と交流協力を進めるように行われなければならない。

② 科学の国際的交流協力は、各国の科学の伝統と自主性を尊重し、かつ対等の立場に立つて行なわなければならない。

③ 国は、科学の国際交流協力を発展させるために、国内態勢の整備に必要な措置を講じなければならない。

④ 科学の国際的交流協力は、公開の原則にもとづかなければならない。

(理由説明)

科学の国際的交流が、科学研究にとつて欠くことのできない条件であることは多くの経験によつて証明されている。しかし、国際協力は、軍事研究を目的とするものであつてはならず、これは世界平和の確立に貢献するものでなければならない。相対立する国家ブロック間の関係が緊迫した今日では、このことは、科学者の共通の義務でなければならない。このために、国交関係の有無にかかわらず、世界の各国と科学の国際協力を進めることは大きな意義をもつてであろう。これが第1項の趣旨である。

科学の国際協力は、相互に自主性を尊重し、対等な立場において行なわれるものでないならば、真の協力は実現されないであろう。科学は外部から加えられる如何なる干渉からも自由であることを必要とするからである。これが第2項の趣旨である。

科学の国際協力は、その実現の可能性があるにもかかわらず、国内の受入れ態勢が整備されていないために、多くの障害に直面している。例えば、翻訳を担当する機関が設置されていないために生ずる語学の制約が各国との協力をはばんでいること、招聘教授を招きたいが費用が不足していることなどがあげられる。これらの障害を除くことが緊急の課題であるが、そのための国の諸々の措置が必要である。これが第3項の趣旨である。

科学の国際交流が科学研究の発展のためであり、世界平和への貢献を目標すべきであるならば、このいずれにとつても、交流の成果の公開は必要かつ有益である。公開は自由な討論によつて協力を助長し、また軍事的な秘密研究の排除に役立つからである。

#### Ⅲ 科学研究者の養成

科学研究者の養成は、広い視野にたつて、科学の各領域にわたり、長期的見通しにもとづいて行なわれなければならない。

国は、科学者の養成および科学研究能力の基盤を培養し、これを維持増進するために必要な措置を講じなければならない。

## (理由)

科学研究者は、一朝一夕に養成されるものではない。従つて科学の発展のためには、長期的な見通しにもとずいた科学者養成のための、特別措置が必要とされるものである。しかも、科学は、現在直接的に有用な分野を助長すれば十分であるというのではなく、これが基礎的なあるいは直接的に有用でない研究分野の発展と結合することによつて、健全な発展が可能となるものであるから、この意味からも長期的な見通しをもつた養成計画が必要である。

科学研究者の養成のためには、大学院学生の研究指導の充実のために、大学院の人的、物的両面の整備が必要とされている。また、大学院学生の待遇の改善も行なわれなければならない。その中心となるのは、奨学金制度の改善である。この場合に大学院学生は研究陣の一員として考えられるべき一面を有しているから、奨学金は給与の性格をもつものとして考慮される必要がある。奨励研究生の制度の拡充の研究者の養成のために必要である。

養成期間を了えた科学者の研究能力の維持増進もまた科学の発展のために必要である。このための制度的措置として再教育、流動研究制度、サバティカル、イヤー制度などが考えられる。これらの方策を実現するために必要とされる国の任務は大きいであろう。

## Ⅳ 日本学術会議

日本の全科学者の創意を内外に代表する機関として、日本学術会議を置く。

### 補 記

上記の科学研究基本法の成立に際し、日本学術会議は、以下の要旨を含む科学研究者の責務に関する宣言(声明)を発意すること。

- ① 科学者は、それぞれ科学研究の目的と社会的任務を自覚し、科学研究の健全な発展につくし、国民の期待にこたえるよう努めなければならない。
- ② 科学者は科学研究の自由に対する抑圧に抗議し、科学研究の成果の無視または濫用が社会におよぼす有害な結果について指適し、国民および人類の福祉をまもる責任をおう。

### (理由説明)

科学の維持と発展に対する主要な責任は科学者自身が負わなければならない。その責任を果すために欠くことのできない科学研究の自由も科学者自らが守ろうとする意思をもたなければならないであろう。また科学が善用されるか悪用されるかによつてもたらされる結果は特に重要である。専門的知識を有する科学者は、かかる知識が善用されることを確保するために努力する責任があると考えられる。

声 明

昭和36年4月27日

日本学術会議第33回総会

日本学術会議は、かねてより基礎科学振興につき多くの努力を重ねてきたが、この際、次の諸原則を確認し、全国の科学技術者とともに、その目的の実現のため一層力を尽くすことを声明する。

1. わが国の科学技術が健全な発展をとげるためには、研究費の国民総所得に対する割合を画期的に高め、とくに基礎科学分野の比重が従来低かつたことを改めねばならない。また、基礎科学の分野における有能な人材を養成し、十分な研究者数を確保することも極めて肝要である。

これらの点については、日本学術会議が中心となり、長期的見通しに立つて、その方針を討議決定すべきである。

2. 基礎科学の発展は、科学の内的な要求にしたがい、科学者自身によつて将来計画を討論し、作りあげることによつて可能となる。

このような計画を作りあげ実行することは、科学者の権科であり義務である。日本学術会議は、基礎科学の各分野にわたつて奨来計画を作り出す中核とならねばならない。

3. 科学の健全な成長を保障するためには、日本学術会議第22回総会において要望された基礎科学術研究体制5要綱の線を更に発展させた新しい研究体制を作り出さねばならない。
4. 科学がそれ自身自由に発展し、またその成果が正しく用いられるためには、研究はすべて公開されることが必要である。
5. 科学者が必要な研究費を要求する権利は、学問を世界人類の平和と国民の幸福に役立たせ、文化を進展させる責任を果すことによつてのみ生ずる。

科学の成果がいかに使われるかについても、科学者はその責任を分担せねばならない。

5-45

庶発第344号 昭和37年5月18日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

#### 太陽極小期国際観測年の実施について（勧告）

標記のことについて、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

#### 記

日本学術会議は、さきに国際地球観測年（1957年7月～1958年12月）の実施方を政府に要望したところ、政府においても、この要望に答え、国際地球観測年は空前の成效を収めることができた。

しかるに、国際地球観測年は、太陽活動極大期に当つていたので、国際学術連合会議（ICSU）及び同連合会議国際地球観測委員会（CIG）は、太陽活動極小期（1964年1月1日～65年12月31日）に、静かな太陽を中心として、地球物理学的な諸観測を行なうよう、国際地球観測年参加各国に強い協力を求めてきた。わが国においては、本会議国際地球観測特別委員会において慎重に検討し、その計画を練つた結果、これを参加することが必要であるとの結論に達した。

本事業も国際地球観測年の時と同様、わが国が西太平洋地域における重要な鍵として国際的に多大の期待がかけられている。

すなわち、本観測の実施により、さきに行なつた国際地球観測年の成果が大成されることになるのである。

よつて、政府は、本事業の遂行について適切な処置をとられたい。

#### 説 明

1. 国際地球観測年（IGY, 1957年～8）は地球物理学全般にわたり汎世界的な観測網の上で実施された。

そしてこの資料は多くの未知の知識と今後の問題の所在をわれわれ人類にあたえた。しかしながら、IGYは上述のごとく太陽活動極大期という一断面をとらえたにすぎず、太陽活動と密接な関